

**G20 飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス設立に関する閣僚級会合
2024年7月24日、リオデジャネイロ
飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス—始まりの文書**

飢餓と貧困に対する団結

I. 飢餓と貧困の撲滅に向けた喫緊の課題及び不十分な進展の評価

1. 世界的な飢餓と貧困の水準が高止まりしていることに鑑み、我々、G20メンバー及び招待国の代表は、2024年7月24日、リオデジャネイロにおいて、飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス設立のためのタスクフォース閣僚級会合を実施した。過去のG20議長国、G20財務トラック、シェルパ・トラックを含む関連のG20ワーク・ストリーム及び持続可能な開発を促進するための様々な最近の関連する国際的な取組に基づき¹、我々は、飢餓と貧困を終わらせることが極めて重要であることを再確認するとともに、この問題について唯一世界的に受容されたロードマップである、2030アジェンダの完全かつ実効的な実施及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を更に加速させることにコミットしている。

2. 我々は、気候変動、生物多様性の損失、新型コロナウイルスのパンデミック、景気後退及び低迷、サプライチェーンの混乱、紛争及びその他の多層的な世界的危機の側面によって増大された課題により、世界が、特にSDG1(貧困をなくそう)及びSDG2(飢餓をゼロに)の達成において大きな後退を経験していることを認識する。我々は、極度の貧困及び不平等が20年以上ぶりに増加したことに懸念とともに留意する。2022年には、2019年よりも2,300万人多い、約7億1,200万人が極度の貧困の中で生活しており、最貧国ほどその割合が高く、また、極度の貧困の中で生活する子どもは大人の約2倍の割合と不均衡な影響を受けている。多くの国々における富及び所得の不平等は数十年にわたって拡大しており、パンデミック以降、国家間の所得分配

¹ G20 は、国際機関及びその他の関連するステークホルダーとの協力の下、広範な世界的なイニシアティブを提供してきた。これらのイニシアティブには、「農業市場情報システム」(AMIS)、「社会保障機関間協力委員会」(SPIAC-B)、知識共有及び能力強化プラットフォームである「socialprotection.org」、「当局間社会的保護アセスメント(ISPA)」ツール、「G20 食糧安全保障・栄養フレームワーク及び行動計画」、「変化する仕事の世界における全ての人のための適切な社会的保護へのアクセスを確保するための G20 政策原則」、「国際農業・食料安全保障プログラム」(GAFSP)、「食料安全保障及び持続可能なフード・システムに係るG20行動計画」、「食料安全保障、栄養及び食料システムに関するG20 マテラ宣言」及び「食料安全保障及び栄養に関するG20デカン・ハイレベル原則2023」等がある。また、「USP2030—普遍的な社会的保護イニシアティブ」、「公正な移行のための雇用及び社会的保護のグローバル・アクセラレーター」構想等、G20以外の様々な取組も見られている。

はより不平等になり始めている。地球規模の貧困の増加は1990年以降で最大であり、第二次世界大戦以降で最大の増加であろう。地球規模の貧困のレベルは、2020年以降縮小しているものの、パンデミック以前のトレンド・ラインと比べると、依然としてかなり高い水準にある。

3. 我々は、世界中の食料不安及び栄養不良の状況に深い懸念を表明する。本日より発表された「世界の食料安全保障と栄養の現状(SOFI)2024年報告」によると、2023年には約7億3300万人が飢餓に直面し、世界では28億人以上(世界人口の3分の1以上)が健康的な食生活を送ることができなかった。2023年には、パンデミック前の2019年より1億5200万人多くの人々が飢餓に直面した。世界の女性の26.7%が食糧不安に陥っているのに対し、男性は25.4%で、世界的なジェンダー格差を示している。1億4,800万人の5歳未満の児童が発育阻害の影響を受け、3,700万人が肥満であった。世界人口の28.9%が中程度又は深刻な食料不安に直面し、59の食料危機にある国/地域の2億8200万人が高レベルの急性食料不安に直面している。

4. 我々は、飢餓と栄養不良が、構造的かつ多層的な貧困及び不平等の不合理的な現れであることを認識する。貧困と飢餓を軽減するための国内及び国際的な進行中の取組にもかかわらず、効果的な国内及び国際的な政策と社会的保護の欠如又は不足は、貧困に対処し、軽減するための国内及び国際的なリソースの限られた能力と相まって、飢餓と栄養不良の三重の負荷を悪化させ、貧困に苦しむ人々及び脆弱な立場にある人々から、十分かつ適切な食料及び健康的な食事を生産又は入手する手段を奪っている。我々は、多くの国々において、また脆弱な立場にある人々にとって、社会的保護の適用範囲が極めて狭いままであることを懸念している。幼児期の貧困は、子どもたち自身によって最も即座にかつ残酷に感じられる一方で、子どもの貧困は、社会及び経済により広範な影響を及ぼす。飢餓と栄養不良は、健康及び社会的・認知的発達への短期的・長期的な影響を含め、世代を超えて貧困と不平等を助長し、永続させる。

5. 我々は、飢餓、貧困、栄養不良及び不平等との闘いは、SDG5に沿ったジェンダー平等の達成並びに女性及び女児のエンパワーメントにおける進展によって促進することが可能であることを認識する。多様な立場や状態にある女性及び女児²は、とりわけジェンダーに関する固定観念及び偏見、ジェンダー不平等を永続させる規範、態度及び行動、生計へのアクセスの阻害、ケアの責任等、様々な社会経済的要因により、飢餓と栄養不良の不均衡な影響を受けている。大半の社会の分業において、育児、長期ケア、食事の支度、自給的農業、食料の購入等、無給のケアワークのほとんどが女性及び女児に割り当てられている。女性は、農業及び食料システム³にお

² 本文書を通して、「女性及び女児」は「年齢、障害、人種、民族、出身、宗教、経済的地位及びその他の地位にかかわらず」と併記されている。

³ 農業とは、食料、繊維、その他の物資の生産を目的とした、作物栽培、家畜飼育、林業、漁業を含む広範な部門と定義される。また、作物生産、家畜飼育、森林管理、養殖等を含む。

いて、生産者や起業家として積極的に活動している。土地、金融、労働市場、社会的保護、政治分野を含む意思決定権限へのアクセスにおける女性に対する差別の根深さは、飢餓、栄養不良及び貧困のない世界を実現するための根本的な障壁となっている。

6. 我々は、貧困、飢餓及び栄養不良がもたらす結果は、経済的にも重大な問題であり、特に開発途上国にとっては、家計、保健システム及び経済に多大なコストを生み出すものであることを認識する。飢餓と貧困の悪循環は、経済生産性及び持続可能で包摂的な成長の可能性を低減させ、人間開発、社会的流動性、結束及び安定を妨げ、重なり合う不平等を助長し、最も貧しく脆弱な立場にある人々に不利益をもたらす。社会的保護を通じたものを含め、この課題と闘うための国内及び国際的なリソースの配分は、これらの人々を保護するために極めて重要であり、また、力強く、持続可能で、均衡のある、包摂的な成長に貢献し得る投資であり、波及効果やより広範で前向きな経済的影響を生み出す。

7. 我々は、SDG1及び2を含むSDGs達成のための資金調達に向けて増大するギャップと、2015年の「アディスアババ行動計画」の枠組み及びコミットメントを完全に実現するための課題に対処する必要性を強調する。我々は、課題の規模及び、その課題に対処するために国内外のあらゆる資金源から追加的な資金を動員し、同時にその有効性を高めるための緊急的な行動強化の必要性の両方を認識する。いくつかの開発途上国は、国内予算及び国際的な資金調達能力において困難に直面しており、この状況は、世界的な金利の全般的上昇によって悪化しており、金融市場へのアクセスを回復しつつある国がある一方、債務破綻リスクが高い国も見られる。複数の危機による憂慮すべき人道ニーズ増加及びこれらのニーズに対応するための資金不足に直面し、脆弱性の高まり並びに緊急レベルの急性食料不安及び栄養不良が発生する中、我々は、危機の予防、備え及び対応をより良く、インパクトのあるものにするだけでなく、強靱性に投資することが極めて重要であることを強調する。我々は、2030年までに貧困と飢餓を終わらせるために必要な資金ギャップを埋めるのを助ける優先行動を特定する極めて重要な機会として、2025年にスペインで開催される第4回「開発資金国際会議」(FfD)に期待する。

8. 我々は、近年の国際開発協力における、いくつかの信託基金を通じたものを含む、ドナーチャンネルの大幅な増加を認識する。過去20年間において、飢餓と貧困との世界的な闘いに対する公的資金援助の流れは、小規模、試験的かつ地方のプロジェクトにより向けられることが多く、国家規模で政府主導の政策及びプログラムに向けられるものは少なかった。これらの公的資金援助の流れは、他の資金源によって補完されることも増えており、非政府組織、民間セクター、及び慈善活動団体によって実施されるケースもある。分断は、取引コストの増加及び不安定で時には矛盾する政策等の援助強調の課題を引き起こし、多様な要件を管理し、調整された政策を実施する受益国の能力を損なう可能性がある。このため、国際的な資金の流れを可能にする環境と長期的な枠組みを構築することで受益国のオーナーシップ及びリーダーシップを促進することが

不可欠であり、これが援助メカニズムを合理化することを助ける。また、これは、政策が調和され、効果的かつ効率的な貧困と飢餓を緩和するための取組のために、長期的な国家開発の優先事項及び国主導の政策・プログラムの実施に最大限貢献することを確保するために、多様な形態の開発協力の間の調整及び継続性を促進する。

II. 政治的行動、知見、資金を通じた飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンスの実現

9. 世界を再び飢餓ゼロと貧困撲滅の道へと戻すためには、既存の取組では不十分とみられ、これらの前例のない課題は、あらゆるレベルにおいて、より大きく、より効果的なコミットメント、資金調達及び行動を呼びかける。したがって、我々は不平等を是正し(SDG10)、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化(SDG17)と相互に関連する他のSDGsの達成に貢献し、持続可能で、包摂的かつ公正な移行経路を推進しながら、飢餓と貧困の撲滅(SDGs1及び2)のための取組を支援し加速させるための飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンスの創設をエンドースし、2024年11月のG20首脳会議における立ち上げを期待する。

10. アライアンスは、a)世界中の飢餓と貧困を撲滅するための共同の行動を活性化させ、他の既存の取組との相乗効果を高めながら、G20諸国及びその他のグローバル・アライアンス・メンバーによって最も高いレベルで持続的な政治的推進力を提供すること、b)特に、飢餓と極度の貧困の影響を最も受ける国によって、また、脆弱な立場にある人々や取り残される可能性が最も高い人々に焦点を当てながら大規模で国が所有し、かつ国が主導する形で、エビデンスに基づいたプログラム及び政策手段を実施することを可能にするために、公的及び民間の資金源や知見を含む、国内外の支援の動員や整合の改善を促進することを目的とする。グローバル・アライアンスは、重複を避けつつ、既存の仕組みやイニシアティブを活用するよう設計されている。

11. グローバル・アライアンスの基本要素は、別添文書に記載されている。これらは、参加メンバーによって発出されるコミットメント表明書のひな形、アライアンスの共同の取組の方向性を示すための構造化された付託事項及びガバナンス枠組み、並びにプログラムや政策手段を集めたアライアンスの参照バスケットの発展的な開発を導くための一連の基準を含む。我々は、より広範な国連システム及び国際金融機関を含む関係者に、必要に応じてこれらの基本要素を支援するために、それぞれのマンデートの範囲内で協力することを呼びかける。我々はまた、飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンスの開かれており自発的であるという性格を想起し、全ての意欲ある国連加盟国及びオブザーバー国、開発パートナー及びシンクタンクに対し、アライアンスの正式成立前に創設メンバーとして参加することを検討するよう奨励する。我々はまた、飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンスの設立に向けた我々の作業へのインプットとして、FAO、SPIA C-B、ODI、UNICEF、WFP及び世界銀行の責任において作成された5つの報告書並びにECLAC、IDB、IMF、OECD、ILO及びその他の機関から提供された追加的な技術的インプットとプレゼンテーションに留意し、これらの機関の貢献に感謝する。

国レベルの政策行動

12. 我々は、極度の貧困を含むあらゆる形態と次元における貧困の撲滅が、最大の世界的課題であり、持続可能な開発にとって不可欠な要件であることを再確認する。我々は、国家の食料安全保障の文脈における十分な食料を得る権利の漸進的な実現と統合的な形で、誰もが、安全で、栄養があり、手頃な価格である十分な食料及び健康的な食事へのアクセスを有するべきであることを再確認する。健康的な食生活によって食料安全保障及び栄養を達成することは、公的医療及び年金制度への負担を軽減する。また、適切で、多様性のある健康的な食事へのアクセスを増やすことは、生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに気候変動への適応及び緩和へのインセンティブを生み出し、昆明・モンリオール生物多様性枠組の迅速かつ完全に効果的な実施及び「自然との共生」という2050年ビジョンの実現に貢献する。

13. 我々はまた、全ての政府に対し、社会保障について全ての者の権利の漸進的な実現において、また、持続可能な開発目標(SDG 1.3)に沿って、国ごとに適切な社会的保護及び社会的保護の床へのコミットメントを遵守することを呼びかける。普遍的な社会的保護は、貧困、飢餓及び不平等の削減に大きく貢献し、持続された包摂的な経済的、社会的開発の促進、及びディーセント・ワークの促進及び保健と教育の成果における改善等、他の全てのSDGsの進捗を進める上で不可欠である。

14. 我々は、貧困、飢餓及び栄養不良の影響を最も受けている人々及び脆弱な立場にある人々(多様な状態や状況にある全ての女性及び女兒、子ども及び若者、高齢者、先住民、地域コミュニティ、難民、移民及び障害者を含む)に焦点をあてた、社会的保護、食料安全保障及び栄養、社会経済的包摂、強靱性構築、及び質が高く包摂的な教育及び保健へのアクセスに注力して、グローバル・アライアンスの参照バスケットにあるプログラム及び政策手段の自国内実施あるいは国家による実施における政策協力及び支援を通じたものを含めて、プログラム及び政策を強化することにコミットする。それらのプログラム及び政策手段には、現金及び現物給付プログラム等の食料支援、社会サービスや生計促進に関連するものを含む社会的保護スキーム、適応型の社会的保護、家族経営及び小規模農家から持続可能な形で生産され、現地調達された食料を使用するものを含む学校給食プログラム、現地市場及びバリューチェーンの活性化、母子及び幼児期の栄養と支援プログラム、フードバンク、水産食品プログラム、適切で健康的な食生活及びあらゆる形態の栄養不良の予防を促進するプログラム、能力開発、ディーセント・ワーク政策及び雇用サービス、健康(エビデンスに基づく伝統的な医療及び補完医療を含む)及びケアサービス(育児、障害者及び高齢者のための利用しやすいケア及び支援サービスを含む)、小規模・家族農家の資金、普及サービス、知識、研究、及び／又は農業投入物へのアクセスの促進、及びとりわけ、気候及び自然に肯定的な影響を与えながら、最貧困層に恩恵をもたらす、より効果的なプラクティスに向けた政策改革等が含まれ得るが、これらに限定されるものではない。それらのプラクティ

スには、とりわけ、国主導の政策の下、飢餓と貧困との闘いにおいて適切な場合には市場主導で市場志向のアプローチを用いる、的を絞った効果的かつ効率的なプログラムや政策手段も含まれる。我々は、グローバル・アライアンスの政策バスケットのアプローチを、政策バスケットに含まれる特定の政策手段及びプログラムの集団的支持を意味するものではなく、各国主導の行動への具体的な指針として認識する。

15. 我々は、全ての国が、SDGsへの負の影響を回避し、国際的な義務及びコミットメント並びに国内法を尊重する一方で、効果的なガバナンスを維持し、誰一人取り残さず、国内の資金動員を強化し、教訓及び経験を探求及び共有し、また、ジェンダーに関する対応力、人口集団の適切なターゲティング、適切なモニタリング及び評価、地域のステークホルダーの関与並びに政策の相乗効果とトレードオフの適切な管理を提供しながら、それぞれの現実及び文脈において適当かつ適応する形で、能力開発に関するものを含むそのような政策のために、設計、実施及び資金動員に努めることを奨励する。

16. 食料不安、栄養不良及び貧困は、しばしば紛争や、環境、気候及び経済的打撃によって引き起こされ、あるいは悪化させられる。増加する危機及び災害の再発、長期化及び複雑化という性質は、将来の危機への備え及び対応を強化することを含め、人道支援及び開発プログラムにおける更に一貫しかつ目的に沿った調整の必要性を強調する。人道及び開発パートナーは、受益国政府の要請のもと、伝統的な対処システム、人道的原則あるいは国内法を損なうことなく、政府主導の開発のための状態をつくるための支援を提供すべきである。そのような取組は、長期的に社会的保護のニーズを管理するための国の能力を構築しながら、食料不安及び貧困への対処だけでなく、脆弱な立場にある人々のレジリエンスを高めることにも貢献する。そのような手法は、適切な時に適切な場所に適切な資金を確保するために、多様な資金源からの資金調達方法間の調整及び柔軟性の向上によって支援されるべきである。

17. 我々は、グローバル・アライアンス及びそのメンバーによって支援される、貧困の影響を最も受けている人々を対象としたプログラム及び政策手段の直接の変革的な影響を超えて、他の要因及び根本原因に対処することにより、適切なあらゆる方面で、飢餓と貧困に取り組むための行動を強化することを目指す。我々は、教育、工業化、インフラ及びデジタル化への投資を通じたものを含む、持続可能かつ包摂的な開発、成長及び雇用の促進にコミットしている。我々はまた、2030アジェンダを加速する上で、開発のためのデータ活用(D4D)に関するG20原則の重要性を強調する。この文脈において、我々はまた、持続可能な開発のためのライフスタイル(LiFE)を支持することによるものを含め、持続可能な生産及び消費(SDG12)が、全ての人々、特に貧困状態にある人々や脆弱な立場にある人々の基本的ニーズを満たすための国際的及び国内的な取組を支援し得ることを認識する。強靱で持続可能かつ包摂的な農業及び食料システムを構築することは、持続可能かつ包摂的な経済成長と、飢餓、貧困及び栄養不良の連鎖を断ち切

るために極めて重要である。この目的を追求するに当たり、我々は、貧困及び食料不安により、不均衡に影響を受けている賃金労働者及び自営業者の双方を含む、農業・食料部門の労働者の正規化及びディーセント・ワークの促進に向けて取り組む。我々はまた、現地の肥料生産の強化及び土壌の健全性の改善を通じたものを含む、肥料及び農業投入材へのアクセス、入手可能性及び効率的使用の向上に向けて、また、食品ロス及び廃棄の削減及び循環型バイオエコノミーの支援に向けて取り組むことを目指す。同時に、我々は、生産を支援するための投入材、商品及びサービスへのアクセスとともに、安全で、栄養があり、手頃な価格の食料へのアクセスを促進するために、WTOを中核とする、ルールに基づく、差別的でない、公正で、開かれた、包摂的で、公平で、持続可能かつ透明性のある多角的貿易体制の重要性を強調する。

知見の共有と協力

18. 飢餓と貧困に対する政策の実施を拡大する上で、知見の共有及び協力の重要性はいくら強調してもしすぎることはない。全ての国並びに地方、国、地域、国際レベルの機関及び有識者は、アライアンスの政策手段の参照バスケットを適合させるために、貴重な教訓及び洞察を提供することができる。我々の取組は、国のシンクタンク及び開発パートナーの固有の価値を認識し、南北、南南、三者間及びその他の形態を含む、あらゆる形態の協力を支持すべきである。従って、我々は、知的リソースの発展を管理し、導き、あるいはそれに貢献している全ての国、地域及び世界的な機関に、グローバル・アライアンスへの参加を奨励する。アライアンスの「知見の柱」の下で、シンクタンクは、国レベルで直面する独自の政策実施上の課題に対処することに焦点を当て、関連する知的財産権を十分に尊重しつつ、技術支援を提供し、メンバー間の教訓の交換を促進する機会を得る。

19. 過去のG20及びその他の共同の取組に基づき、我々は、飢餓と貧困との闘いに関連する既存の情報、資金及び知見に関するプラットフォームが、グローバル・アライアンス及びその支援メカニズムとの統合、調整又は協力を改善することを促す。我々は、政策の参照バスケットのためのオンライン協議の主催に関し、「socialprotection.org」に感謝し、飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンスのためのより広範な知見に関するプラットフォームの中心で、その継続的な改良を呼びかける。

20. 我々は、飢餓と貧困の緩和のための能力開発、農業の研究開発及び教育への十分かつ責任ある長期的な投資を、あらゆる資金源から確保し、農業科学、イノベーションと技術、国家間での、自発的かつ相互に合意した条件での協力及び情報交換を促進するよう努める。これらの取組及び投資は、飢餓と貧困の根本原因並びに農業・食料システム及び農村地域が直面する持続可能性に関する現代的な課題や、食品ロス及び廃棄の防止、農民、特に漁民や牧畜民を含む小規模農家及び家族経営農家の、既存の及び新しい知見にアクセスし、それらを統合する能力の強化を目標とする。このような投資は、改良普及サービス、農民やアドバイザーの研修及び

教育サービスを予期し、オープンで相互運用可能な土壌の健全性についてのデータプラットフォーム、農業生態学的アプローチ及びその他の革新的アプローチ等、費用対効果の高いデジタルソリューションにも依存し得る。我々はまた、国際農業研究協議グループ(CGIAR)研究センターの世界的ネットワークを含む、世界的、地域的、国家的研究機関及びイニシアティブに対し、これらの取組を支援するための責任ある投資を動員し、(知的財産、遺伝資源及び伝統的な知識に関する国内法及び国際法を考慮した)伝統的、先住民の知識や、より多様で、栄養があり、健康的な食生活並びにより持続可能で、生産性が高く、強靱かつ無駄の少ない、より包摂的な農業・食料システムを選択した(雑穀、キヌア、ソルガム並びに米、小麦及びトウモロコシ等のその他の伝統的な作物を含む)地域の選好、生産を取り入れること、ディーセント・ワーク及び生計を提供すること、及び、農村及び都市の開発と再活性化を促進することを呼びかける。

21. 我々はまた、よく実施された研究及びデータ収集が、科学及び証拠に基づく意思決定に情報を提供し、食料安全保障並びに栄養に対する社会的保護の介入及び多層的な貧困緩和の影響を監視するために応用し得るよう、継続的な社会調査と学習の重要性を強調する。我々は、貧困と飢餓の緩和における教育の役割も強調しながら、資格のある研究機関に対して、政策実施の経験を評価し、継続的な学習を促進するパートナーシップを、実施国と形成するために、グローバル・アライアンスと協働することを促す。

資金支援と協力

22. 我々は、全ての国、地域及び国際の金融機関に、グローバル・アライアンスへの参加を奨励する。我々は、世界の飢餓、栄養不良及び貧困撲滅のための開発資金が、非常に分断されており、かつ、リソースに制約があるという既存の課題を認識しつつ、現在の開発資金環境におけるトレードオフ及びボトルネックを分析するための更なる作業が必要であることを認識し、関連するステークホルダーに対し資金を動員、調整、整合、蓄積、及び／又は組み合わせる方法を自発的に特定し、適用するよう奨励する。その際、適切な場合には、インパクト志向かつ費用対効果の高い方法で、ブレンデッド・ファイナンス、譲許的な共同融資、パートナーシップ、垂直的・水平的ドナー・プラットフォームの連携、国のプラットフォーム及び／又は統合された国家資金調達フレームワーク(INFFs)の活用等、様々な戦略や革新的資金調達のアプローチを通じて、国の状況、能力及び文脈に沿って、グローバル・アライアンスの政策バスケットにある政策やプログラムを国主導で実施することを選択する。我々は、国際的な義務及びコミットメントを尊重しつつ、アライアンスの政策バスケット内の主要な政策を世界的に及び／又は国レベルで、支援するために、資金を活用し、調整するため協力のアイデアを発表することを、全てのアライアンス・メンバーに奨励する。

23. 我々は、財政上の制約を考慮し、最も高い影響力を提供するチャネルを含む、あらゆる資金源からの持続可能な開発のための資金調達を拡大し、最適化することを目指す。我々は、2

030アジェンダ及びアディスアベバ行動目標の実施に当たってのボトルネックに対処する途上国の国内の取組を支援するため、あらゆる資金源から無理がなく適切かつアクセス可能な資金を動員することに向けたコミットメントを再確認する。我々は、先進国に対し、官民、国内外を含むあらゆる資金源からの開発資金を補完し促すそれぞれのODAのコミットメントを適時かつ完全に履行し、途上国の資金ニーズへの対応に貢献することを求める。我々は、既存のドナーのコミットメントを満たし、ドナー層を拡大する援助及びその他の公的開発金融の流れを増幅し、食料不安及び栄養不良と闘い、特に貧困、飢餓及び栄養不良のレベルが高く、悪化した食料安全保障の課題が深刻化している国々において、貧困削減プログラムを支援するために、各国が行っている取組を歓迎する。

24. 我々は、国際開発金融機関(MDBs)の資金調達能力を高めるための措置を支持する。特に、我々は、貧困、飢餓及び栄養不良との闘いにおける唯一最大の国際的なレバレッジド・ファイナンスとしての国際開発協会(IDA)の重要性を強調し、2024年にIDA第21次増資を成功させる上で、これらの優先事項が重要な要素となることを期待する。我々は、IFAD13とAsDF14の増資交渉の成功を認識し、まだ行っていない国からの更なるプレッジを促すとともに、来年のアフリカ開発基金の増資が成功することを期待する。我々はまた、グローバル・ファイナンス・ファシリティの次回の増資と、GAFSPを通じて新たな資金を動員するための一層の取組を歓迎する。我々は、MDBs、IDA及びその他の国際金融機関における独立したガバナンス及び意思決定プロセスを尊重しつつ、これらの追加的な資金の一部をアライアンスの目的に整合させることを目指す。グローバル・アライアンスは、民間及び国内の資金動員を促し、技術協力を提供するために、MDBsが現在行っている取組を引き続き支援する。我々は、グローバル・アライアンスの活動を、MDBsのエコシステム全体で進行中の改革アジェンダと、より良く、より大きく、より効果的なMDBsのためのG20ロードマップに向けた進行中の作業とを調整し、相乗効果を活用し得るようにすることを期待している。

25. 持続可能な経済的繁栄は、飢餓と貧困との闘いを実現する重要な要素となり得る。我々は、誰一人取り残さないことに焦点を当てた、強固で、持続可能で、均衡のある、かつ包摂的な成長を引き続き促進することにコミットしている。持続可能な財政政策の遵守及び公正かつ累進的な税制に関する世界的な対話の促進は、債務破綻を回避するための健全な財政措置の中でも、より多くの国内資金の配分を支援し得る。我々はまた、飢餓、貧困、栄養不良及び不平等との闘いを主要な政策課題として主流化すること、より効果的で、信頼性があり、説明責任のある機関を実現するため、途上国の個別のガバナンス枠組を尊重しつつ、地球規模の経済及び金融機関の意思決定における途上国の代表性及び発言力を強化すること、そして最も必要としている低・中所得国を支援するための明確な配分枠組みの下、譲許的資金の持続可能な流れを促進することに焦点を当てる計画である。我々は、特別引出権(SDR)を最も必要としている国々への支援のために融通する拠出を歓迎し、その迅速な提供を促す。MDBsを通じたSDRの自発的な融

通は、関連する法的枠組みとSDRの準備資産としての性格と地位を保持する必要性を尊重しつつ、意欲ある加盟国が模索し得る選択肢である。これは、グローバル・アライアンスを通じたものを含め、飢餓と貧困との闘いを支援するMDBの能力を強化し得る。我々はまた、更なるインフラ資金政策が、どのように、世代間の不平等の克服に向けた道筋を整えつつ、飢餓と貧困との闘いにさらに貢献し得るかを引き続き探求することを期待する。

26. 債務の透明性を強化し、効果的、包摂的かつ体系的な方法で世界的な債務脆弱性に対処する責任ある行動を奨励することもまた、優先事項である。この観点から、我々は、予測可能かつ、適時に、秩序だった方法で連携した「債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)を越えた債務措置に係る共通枠組」の実施を強化する取組を称賛する。我々は、低・中所得国の債務脆弱性への対処における進展が、高い経済的コストを伴う将来の債務破綻のリスクを低減し、飢餓と貧困との闘いへのより多くのリソース配分と、SDGs達成に向けた国家政策のための財政余地の確保を支援するために極めて重要であることを認識する。

27. 我々は、生物多様性の損失、干ばつ及びより頻繁な異常気象を含む気候変動の負の影響が、世界的な飢餓との闘いにおける長期的な進展を反転させ、2030年までに飢餓、貧困及びあらゆる形態の栄養不良を終わらせるという見通しをより困難なものにする主な要因の一つであることを認識する。従って、我々はパリ協定及び昆明・モントリオール生物多様性枠組を実施するための我々の取組を増加させなければならない。我々はまた、持続可能で、気候変動に対して強靱かつ包摂的な食料システムの拡大に投資することが、小規模農家及び家族経営農家へ支援を提供し、経済的インセンティブを創出し、そして食料安全保障及び栄養の改善に必要な供給を多様化させつつ、気候変動及び生物多様性の損失の複数かつ広範な影響に対処するために不可欠であることを認識する。

28. 気候及び災害リスクに対する資金調達手段は、適応型の社会的保護制度と連携した場合に、気候変動に対する強靱性、適応及び、気候や災害に関連する打撃に対するより迅速で、費用対効果が高く、予測可能な対応を可能にする。我々は、持続可能で包摂的かつ公正な移行の道筋への支援におけるその重要な役割に鑑み、多国間の気候・環境基金の運用のG20 による見直しを促進する中で、気候変動への適応及び防災並びに損失及び損害への対応のための、気候基金、ファシリティ及び資金メカニズムに対し、その既存のマンデート及び目的の範囲内で、各国の適応型の社会的保護メカニズムへの支援を強化することを検討するよう奨励する。さらに我々は、国家の気候変動、防災及び生物多様性についての計画において、これらのメカニズムの役割を強化することを各国に促す。これらの適応型の社会的保護プログラムは、様々な状況や立場にある全ての女性及び女兒、小規模農家及び家族経営農家、並びに障害者を含む、気候変動に対して最も脆弱な貧困層及びグループを支援するための、拡張性のあるイニシアティブを包含することが出来る。我々はまた、貧しい世帯や生計に最も直接関係する農業、林業及びその他土

地利用部門への適応ファイナンスと、特に気候資金への投資において十分に代表されていない小規模農家に重点を置いた、小規模農家及び家族経営農家への適応ファイナンスへのアクセス強化の重要性を強調する。我々は、気候、飢餓と貧困撲滅の相互関連に更に対処する機会として、今後の気候変動枠組条約締約国会議及びパリ協定締約国会合に期待する。

グローバルな動員、既存のイニシアティブ及びフォーラムとの相乗効果

29. 我々は、飢餓と貧困と闘うための世界的な動員のために、既存のイニシアティブ及び国際的なプロセスを活用しながら、総力を挙げて強化することにコミットする。我々は、国主導のプログラム・レベルの実施に体系的な支援と共通の学びをもたらすことに焦点を当てた、各国及びその他のパートナーとの間で、柔軟で行動指向のグローバル・アライアンスを提唱する。アライアンスのアプローチは、様々な既存のイニシアティブ及び資金調達チャネルとの相乗効果を可能にする。これには、国際開発協会(IDA)、国連食料システム・ハブ、普遍的な社会保護のためのグローバル・パートナーシップ(USP2030)、国連雇用及び社会的保護のグローバル・アクセラレーター、社会正義のためのグローバル連合、G20農村部の若者雇用のためのイニシアティブ、グローバル農業と食料安全保障プログラム及びダッシュボード、共同 SDGs基金、アフリカ及び後発開発途上国の工業化の支援に関するG20イニシアティブ、包括的アフリカ農業開発プログラム(GAADP)、G20アフリカとのコンパクト、学校給食コアリション及び持続可能な農業、強靱な食料システム及び気候行動に関するエミレーツ宣言の実現に向けた取組等を含むが、これらに限定されない。そのため、我々は、これらの及びその他のイニシアティブに対し、グローバル・アライアンスの目的と整合的な形で、相互に関連する他のSDGsとともに、SDG1及びSDG2の間の相互連携に積極的に取り組む形で、互いの役割及び強みを活用する適切なパートナーシップの実施を検討するよう呼びかける。我々は、2025年パリ成長のための栄養サミットに留意し、その成果が、飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンスの下でのものも含め、栄養に配慮した政策の実施を支援することを期待する。

30. グローバル・アライアンスは、既存の多国間メカニズムの正当性を認識し、多国間の政策議論又は収斂のための新たなフォーラムあるいは作業部会を設立しない。この意味で、我々は、この議論及び収斂を促進する上で、ローマを拠点とする諸機関を含む国際連合及びその専門機関並びにプログラムが中心的な役割を果たすことを再確認する。我々は、全ての人のための食料安全保障及び栄養を確保するため、幅広いステークホルダーが共に取り組むための包括的な政府間プラットフォームとしての世界食料安全保障委員会(CFS)の重要な役割に留意し、CFSの任意ガイドライン、国連「栄養に関する行動の10年」、CFS及びその他の関連する国際的イニシアティブやフォーラムからのその他のガイドライン並びに政策成果物の下で推奨される行動を実施するための更なる方策として、グローバル・アライアンスの支援を通じたプログラム及び政策手段の国内での実施を期待する。

31. 我々はまた、貧困との闘い及び社会開発に関するコペンハーゲン宣言の実施に関連する多くの側面において、収斂のための重要なフォーラムとして、国連経済社会理事会(ECOSOC)の下にある国連社会開発委員会(CSocD)の関連性を再確認する。我々は、ギャップに対処するため、2025年の第2回社会開発世界サミットに期待し、1995年のコペンハーゲン宣言に示された原則に改めてコミットし、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に向けて更なるモメンタムを高める。我々は、飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンスを、これらの目標に貢献するための重要なイニシアティブとして推進する。

32. 我々は、国際的な経済協力及びパートナーシップを強化及び補完するG20の責任に留意し、飢餓、貧困、栄養不良及び不平等との闘いに向けた政策行動の強化並びにあらゆる資金源からの資金動員を求めるこの世界的な呼びかけを実施するという我々の共通のコミットメントをここに改めて明言する。我々の集団的意思は、飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンスが、全ての人々のための持続可能で包摂的な繁栄とともに飢餓と貧困のない世界に向けた具体的な進展の触媒となることである。